

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託企画提案募集要領

1 目的

国勢調査は、日本に居住する全ての人を対象とする国の最も重要な統計調査であるが、近年、若年層・単身世帯を中心に直接回答を得られない世帯が増大するなど、調査環境の悪化が懸念される状況となっている。

このようなことから、県民一人一人に国勢調査に対する理解と関心を高めていただき、円滑かつ確実な統計調査が実施できるよう、斬新で効果的な広報の企画・制作等を広報専門業者に委託することとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託

(2) 業務の内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和2年11月30日（月）まで

(4) 委託料上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

本企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

(1) 知事の審査を受け、令和2～4年度における愛媛県の製造の請負等に係る一般競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

なお、参加申込み及び企画書等の提出は入札参加資格の申請手続き中であっても提出することができるが、申請の不備や審査の結果、企画書等の提出期限までに入札参加資格を取得できなかった場合は、参加申込み及び提出のあった企画書等を無効とする。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。

(3) 企画提案書の受付期間中において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でないこと。

(4) 愛媛県内に事業所（契約可能な本店又は支店等）を有する者であること。

(5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 企画提案書の提出期限の前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

(7) 参加者又は参加者の代表役員等及び一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しく

は実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

(8) 国又は地方公共団体で、広報宣伝の企画業務を受注し、完了した実績があること。

3 説明会の開催

(1) 参加を希望する者は、原則として説明会に参加すること。

(2) 説明会に参加を希望する者は、令和2年4月21日（火）午後1時までに「説明会参加申込書」（別紙1）を12に記載の提出先に提出すること（電子メール、ファクシミリ可。送付後、到達を確認するため、統計課人口統計係（電話：089-912-2266）へ電話すること。）。

(3) 説明会の日時等

ア 日時 令和2年4月22日（水）午後2時から

イ 場所 愛媛県庁第二別館5階第7会議室

ウ その他 会場の都合により1参加希望者あたりの出席人数を制限する場合あり。

4 応募の手続き

(1) 参加申込書の提出

参加を希望する者は、次により「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る企画提案参加申込書」（別紙2）を提出すること。

ア 受付期間

令和2年5月8日（金）午後5時15分まで（必着）

イ 提出先

12に記載のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送等（締切日必着）

なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(2) 質問及び回答

企画提案募集要領及び仕様書（以下「企画提案募集要領等」という。）について質問等がある場合は、次により「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る質問書」（別紙3）を提出すること。

なお、企画書等提出後に企画提案募集要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

ア 受付期間

令和2年5月8日（金）午後5時15分まで

イ 提出先

12に記載のとおり

ウ 提出方法

電子メール又はファクシミリで送付後、到達を確認するため、問い合わせ先へ電話すること。

なお、電話、来訪など口頭による質問は一切受け付けない。

エ 回答方法

質問に対する回答は、質問者を秘匿したうえで全ての参加者に対して電子メールで行う。

オ その他

質問は、企画提案募集要領等を熟読した上で行うこと。

(3) 企画書等の提出

企画書等は、次により提出すること。

ア 提出期限

令和2年6月1日（月）午後5時15分まで（必着）

イ 提出書類

(ア) 令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る企画提案提出書（別紙4）1部

(イ) 企画書（1案とする。） 10部

(ウ) 見積書 1部

見積金額は、当該業務委託に要する全ての費用を見積るものとする（消費税及び地方消費税を含む。）。

見積書の様式は任意とするが、単価、数量及び金額を含むものとする。

愛媛県知事あてとし、参加者の「代表者印」を押印のこと。

(エ) 誓約書（別紙5） 1部

(オ) 実績調書 1部

過去に実施した広報宣伝の実績（実施年度、発注者、実施内容等を示したもの）

ウ 企画書の記載内容

企画書の様式は任意とするが、記載内容は以下の順で作成すること。

(ア) 企画の概要（コンセプトを簡潔にまとめたもの）

(イ) 全体スケジュール

(ウ) 実施する広報の内容

(エ) 実施体制

(オ) その他特記すべきこと

(カ) 「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る審査基準」（別紙6）の評価項目と企画書のページ番号の対応表

(キ) 「令和2年国勢調査に係る広報業務内容」（仕様書別紙）の項目と企画書のページ番号の対応表

エ 規格等

A4版とし、両面印刷を原則とする。

オ 提出先

12に記載のとおり

カ 提出方法

持参又は郵送等（締切日必着）

なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

6 無効の企画書等

次の各号のいずれかに該当する企画書等は無効とする。

- (1) 参加に必要な資格がない者又は選考過程で必要な資格を満たさなくなった者が提出したもの
- (2) 見積書の見積金額が委託料上限額を超える金額のもの
- (3) 企画書等に虚偽の記載をしたもの

7 広報企画提案コンペ審査会

- (1) 県が設置する広報企画提案コンペ審査会（民間委員及び県職員で構成）において、参加者は、県が別途指定する日時（6月上旬を予定）に、提出した企画に関するプレゼンテーションを審査員に行う。
- (2) プレゼンテーション15分、質疑応答10分とし、延長は認めない。
- (3) プレゼンテーションで使用する資料は、紙媒体のみとする。

8 契約者の決定

- (1) 参加者から提出された有効な企画書等を、広報企画提案コンペ審査会において「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る審査基準」（別紙6）により評価を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行った参加者を委託候補者として選定する。
- (2) 契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に、委託候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。
- (3) 委託候補者が、理由なく指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは決定を取り消し、有効な企画書等を提出した他の参加者のうちから総合評価点が最も高かった参加者を委託候補者とする。
- (4) 委託候補者が決定したときは、全ての参加者に文書で通知する。ただし、順位や採点結果を通知するものではない。

9 契約保証金

委託候補者として県と当該委託契約を締結する者（以下「受託者」という。）は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条の規定により契約金額に契約保証金の率（10分の1以上）を乗じた額を納付することとする。ただし、同規則第154条の規定に

該当する場合は免除する。

10 スケジュール（予定）

令和2年4月21日（火）	説明会参加申込書の提出期限
令和2年4月22日（水）	説明会
令和2年5月8日（金）	参加申込書及び質問書の提出期限
令和2年6月1日（月）	企画書等の提出
令和2年6月上旬	審査会、委託候補者の決定

11 その他必要な事項

- (1) 当該業務委託の企画書等の作成やこれに係る付帯作業及び契約に要する経費については、参加者が負担するものとする。
- (2) 参加者は、提出した企画書等の引換え、変更または取り消しをすることはできない。また、提出した企画書等は返却しない。
- (3) 参加者から提出された企画書等は、契約者の決定のために必要な最小限の範囲は県が無償で複写できること。
- (4) 受託者は、事業計画書や事業完了後の実績報告書等の提出等の事務手続きが必要となるので、あらかじめ了知のこと。

12 提出先及び問い合わせ先

- (1) 所属名 愛媛県企画振興部政策企画局統計課人口統計係
- (2) 担当者名 笠崎
- (3) 所在地 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
- (4) 電話 089-912-2266
- (5) ファクシミリ 089-943-2322
- (6) 電子メールアドレス toukei@pref.ehime.lg.jp

(別紙1)

提出先 (送り状不要)

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県企画振興部政策企画局

統計課人口統計係 笠崎 行

電子メール: toukei@pref.ehime.lg.jp

FAX: 089-943-2322

令和 年 月 日

説明会参加申込書

「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託」の説明会に参加を申し込みます。

法 人 名		
所 属		
所 在 地		
担 当 者 名		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
電 子 メ ー ル		
出 席 者 名 簿	(職名)	(氏名)
	(職名)	(氏名)
	(職名)	(氏名)

※1 会場の都合により1参加希望者あたりの出席人数を制限する場合があります。

※2 記載することがない場合は「-」としてください。

※3 新型コロナウイルス感染防止のため、出席者については愛媛県内在住者とするに御配慮ください。

(別紙2)

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る企画提案参加申込書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

愛媛県が発注する「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託」に係る企画提案に参加を申し込みます。

法人名		
代表者の 職・氏名		
住所	〒	
担当者の 部署・職・氏名		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	電子メール アドレス	

(別紙3)

提出先 (送り状不要)

愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県企画振興部政策企画局

統計課人口統計係 笠崎 行

電子メール: toukei@pref.ehime.lg.jp

FAX: 089-943-2322

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る質問書

令和 年 月 日

【質問者】

法 人 名	
担 当 者 名	
電 話 番 号	
回 答 送 付 先	※電子メールアドレスを記載

(質問内容)

(別紙4)

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る企画提案提出書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

「令和2年国勢調査の広報に関する業務委託」に係る企画提案関係書類を下記のとおり提出します。

記

1	企画書	10部
2	見積書	1部
3	誓約書	1部
4	実績調書	1部

誓約書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託の応募者に必要な資格について、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- 1 令和2～4年度における愛媛県の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を
【 】 有しています。
【 】 申請手続き中です。なお、令和 年 月 日に申請しておりますが、期日までに入札参加資格を取得できなかった場合は、企画提案書の提出が無効となることについて承諾します。
※ 上記【 】のいずれかに○を付け、登録申請手続き中の場合は、申請日を記入してください。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではありません。
- 3 愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中の者ではありません。
- 4 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者ではありません。
- 5 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者ではありません。
- 6 応募者又は応募者の代表役員等及び一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例(平成22年愛媛県条例第24号)第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。)及びその利益となる活動を行う者ではありません。
- 7 過去に、国又は地方公共団体での広報宣伝の企画業務を受注し、完了した実績があります。

令和2年国勢調査の広報に関する業務委託に係る審査基準

No.	評価項目・評価基準例
1	目的、趣旨との整合性 ・ 令和2年国勢調査に対する理解、必要性を幅広く周知する内容となっているか（企画の基本構想を全体的に評価）
2	企画の適格性 ・ スケジュールに無理がなく、かつ、広報の実施時期が適切か ・ 広報媒体の規模、地域、回数は適切か ・ 9月上旬から10月上旬に集中的に広報を行う計画となっているか
3	広報業務における重点事項（国勢調査の効果的な周知） ・ 独創性、斬新性、話題性に富み、訴求対象の理解を得られ、調査の回答につながる内容であるか ・ 企画が実現可能かつ具体的であるか
4	広報業務における重点事項（インターネット回答の推進） ・ インターネット回答の促進に繋がる内容であるか ・ 企画が実現可能かつ具体的であるか
5	広報業務における重点事項（各世代に共感が得られる広報） ・ 各世代に対応した様々な媒体を活用した広報展開となっているか ・ 各世代に訴求できる内容であるか ・ 企画が実現可能かつ具体的であるか
6	費用計上の妥当性 ・ 費用計上が適当であり、適正な事業計画となっているか
7	運営体制 ・ 企画を実施可能な能力、体制を有し、人員を確保しているか